

島根県建設工事入札参加資格者格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第273号。以下「審査要綱」という。）第3条の規定に基づく入札参加資格者（以下「単体有資格者」という。）及び島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号。）第3条の規定に基づく一般共同企業体の入札参加資格者（以下「共同企業体有資格者」という。）の格付の方法を定めるものとする。

(格付対象業種)

第2条 格付は、次の各号に掲げる業種について行う。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）
- (4) 舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）

(単体有資格者の点数の算定)

第3条 単体有資格者に係る総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観点数と特別点数を加えて得た数値とする。

ただし、建設業法に規定する主たる営業所を島根県外に有する単体有資格者にあつては、特別点数を算定しない。

(1) 客観点数

審査要綱第4条第2項第1号に規定する項目により算定された数値とする。

(2) 特別点数

特別点数はそれぞれ次に掲げる事項について算定するものとする。

① 審査要綱第4条第2項第2号に規定する項目について、島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）に基づく竣工検査評定書の評定点（工事が2以上あるときは、その平均値）に応じ、別表1に定める計算式をもって算定した数値とする。

ただし、竣工検査において評定点を付さない工事のみのときは10点、島根県発注工事の実績のない者にあつては0点、評定点（工事が2以上あるときは、その平均値）が65点未満の者にあつては一律－30点とする。

② 審査要綱第4条第2項第3号に規定する項目について、行政処分を受けた者のうち、他の業種の許可の取消を命じられた者は－30点、営業停止を命じられた者は－20点、指示処分を命じられた者は－10点とする。

③ 審査要綱第4条第2項第4号に規定する項目について、指名停止を受けた者に対して、指名停止期間に応じて次のとおりとする。

・指名停止期間0.5ヶ月に対し

－5点

ただし指名停止期間に0.5ヶ月に満たない日数がある場合は0.5ヶ月に切り上げる。

なお、指名停止措置理由が「工事関係者事故」「公衆損害事故」及び「粗雑工事」の場合は、減点を上記の2倍とする。

④ 審査要綱第4条第2項第5号に規定する項目について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用状況及びしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定状況に応じて次のとおりとする。ただし、加点の上限は15点とする。

- ア 雇用が義務付けられているものが障害者を法定雇用障害者数以上雇用していない場合 - 10点
- イ 雇用が義務付けられているものが障害者を法定雇用障害者数の2倍以上雇用している場合 15点
- ウ 雇用が義務付けられていないものが障害者を1名以上雇用している場合 7点
- エ 雇用が義務付けられていないものが障害者を2名以上雇用している場合 15点
- オ 障がい者支援事業所等からの購入金額が120万円/年以上の場合
(とび・土工・コンクリート(法面処理工事に限る。))は除く) 10点
- カ 重度障害者多数雇用事業者からの購入金額が600万円/年以上の場合
(とび・土工・コンクリート(法面処理工事に限る。))は除く) 10点
- ⑤ 審査要綱第4条第2項第6号に規定する項目についてハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)の登録及び活動の状況に応じて次のとおりとする。
- ・ハートフルしまねに登録し、2年間に2回以上の活動実績がある場合。
ただし、道路美化活動の場合は4回以上とする。 5点
- ⑥ 審査要綱第4条第2項第7号に規定する項目について、国、県、県内市町村との間で凍結防止剤散布業務を含む除雪業務の契約実績の状況に応じて次のとおりとする。ただし加点の対象については土木一式、舗装工事(アスファルト舗装工事に限る。)に限る。
- ア 申請日の属する年度及びその前年度において2年度連続して契約実績がある場合 20点
- イ 申請日の属する年度または、その前年度において契約実績がある場合 10点
- ⑦ 審査要綱第4条第2項第8号に規定する項目について、災害時における対応状況に応じて次のとおりとする。ただしウの加点対象は建築一式のみとする。
- ア 県と災害時の対応について防災協定を締結している団体に加盟している場合 20点
- イ 県と家畜伝染病発生時の対応について対策協定を締結している団体に加盟している場合 10点
- ウ 上記団体に加盟していない者で県からの要請を受けて災害時の緊急対応を行った場合 15点
- エ 「島根県地震被災建物応急危険度判定士」の認定を受けている場合 1名につき5点(上限2名10点)
- ⑧ 審査要綱第4条第2項第9号に規定する項目について、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の策定状況、しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の認定及び、子ども・女性みまもり運動(島根県及び島根県警察本部が推進する子供及び女性を犯罪から守る運動を言う。)の参加事業者としての登録状況に応じて次のとおりとする。
- ア 計画策定義務のある雇用主が策定していない場合 - 10点
- イ 計画策定義務のある雇用主が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合 8点
- ウ 計画策定義務のない雇用主が策定している場合 4点
- エ 計画策定義務のない雇用主が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受

- けている場合 12点
- オ 子ども・女性みまもり運動の参加事業者として登録された場合 3点
- ⑨ 審査要綱第4条第2項第10号に規定する項目について、しまね・ハツ・建設ブランドにおける新技術の登録状況に応じて次のとおりとする。ただし加点の対象については土木一式、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）に限る。
- ・同ブランドに一種登録を行った場合 5点
- ⑩ 審査要綱第4条第2項第11号に規定する項目について、CPDS（社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）及びCPD（一般社団法人島根県建築士会の継続能力開発制度、一般財団法人建設業振興基金）における単位の取得状況に応じて次のとおりとする。ただしアについては土木一式、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）及び舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）に限る、イについては建築一式のみ加点の対象とする。
- ア 所属する社員のうち、CPDS加入者が所定の講習会に参加し、取得した単位の社内における総和が100ユニット以上となった場合 10点
- イ 所属する社員のうち、CPD登録者が所定の講習会に参加し、取得した単位の社内における総和が50単位以上となった場合。若しくは、建築施工管理CPDを10単位以上となった場合 10点
- ⑪ 審査要綱第4条第2項第12号に規定する項目について、建設業者の労働安全対策への取り組み状況に応じて次のとおりとする。
- ア 建設業労働災害防止協会へ加入し、同協会の現場安全パトロール参加実績のある場合 5点
- イ 建設業労働災害防止協会が実施する安全衛生教育研修を受講している場合
1講座につき2点（上限5講座10点）
- ⑫ 審査要綱第4条第2項第13号に規定する項目について、建設労働者への福利向上の取り組み状況に応じて次のとおりとする。
- ア 以下の4つの取り組みを全て実施している場合 5点
- ・建設業退職金共済制度に加入し履行している
 - ・退職一時金制度を導入している
 - ・企業年金制度を導入している
 - ・法定外労働災害補償制度へ加入している
- ⑬ 審査要綱第4条第2項第14号に規定する項目について、建設労働者の継続雇用の状況に応じて次のとおりとする。
- ア 雇入れ時の年齢が30歳未満のものを常勤として継続して雇用している場合
1名につき6点（上限5名30点）
- イ 平成27・28年度で雇入れ時の年齢が30歳未満のものを新規雇用し継続して雇用している場合（土木一式・建築一式のみ）
1名につき5点（上限5名25点）
- ⑭ 審査要綱第4条第2項第15号に規定する項目について、学校支援企業等（島根県社会教育課が所管する明日のしまねを担う子どもたちの夢を育む）への登録状況に応じて次のとおりとする。
- ア 学校支援企業等へ登録後、担い手確保に資する活動を実施した場合 5点
- ⑮ 審査要項第4条第2項第16号に規定する項目について、とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）にあっては、次のとおり加点する。
- ア 常勤として技術者（技能者）の雇用が確認できるものを加点
- ・法面施工管理技術者 1名につき1点（上限10名10点）
 - ・グラウンドアンカー施工士 1名につき1点（上限10名10点）

- ・地すべり防止工事士 1名につき1点（上限10名10点）
 - ・のり面ノズルマン 1名につき1点（上限10名10点）
 - イ 施工機械の自社保有 又は、長期リース契約が確認できるものを加算
 - ・種子吹付機械 1台につき4点（上限5台20点）
 - ・モルタル吹付機械 1台につき4点（上限5台20点）
 - ・鉄筋挿入施工機械（削孔機械） 1台につき4点（上限5台20点）
 - ・グラウンドアンカー施工機械（ロータリーパーカッション） 1台につき4点（上限5台20点）
- ⑯ 審査要項第4条第2項第17号に規定する項目について、舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）にあつては、次のとおり加算する。
- ア 常勤として技術者（技能者）の雇用が確認できるものを加算
 - ・舗装施工管理技術者（1・2級） 1名につき1点（上限10名10点）
 - ・大型特殊免許保有者 1名につき1点（上限10名10点）
 - ・車両系建設機械運転技能者講習修了者 1名につき1点（上限10名10点）
 - イ 施工機械の自社保有 又は、長期リース契約が確認できるものを加算
 - ・アスファルトフィニッシャー 1台につき4点（上限5台20点）
 - ・モーターグレーダー 1台につき4点（上限5台20点）
 - ・タイヤ・マカダムローラ 1台につき4点（上限5台20点）

（共同企業体有資格者の点数の算定）

第4条 共同企業体有資格者に係る総合点数は、次に掲げるところにより算定する客観点数と特別点数を加えて得た数値とする。

（1）客観点数

「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）別紙2の「共同企業体の資格審査要領」の「2客観的事項の審査」により算定された数値に1.10を乗じて得た数値とする。

（2）特別点数

前条第2号で算定された構成員ごとの特別点数の和を構成員の数で除して得た数値に1.10を乗じて得た数値とする。

（3）上記（1）、（2）においては次回行われる審査要綱第5条で規定する定期審査に構成員が申請をする日までに合併を行うことを前提とした場合に適用する。なお、当該日までに合併が行われなかった場合は、次回の定期審査において構成員の申請した格付対象業種の客観点数及び特別点数にそれぞれ0.9を乗じた点数を用いて格付するものとする。

（格付の方法）

第5条 前2条により算定した総合点数に基づき、別表2により格付する。ただし、共同企業体有資格者において格付される等級がその構成員のうち最も上位に格付されていた者の等級より2等級上位になる場合であっても、当分の間、1等級上位の等級に格付するものとする。

（建設業有資格者名簿）

第6条 格付を行った単体有資格者及び共同企業体有資格者は、名簿に登載する。

（入札参加資格の継承）

第7条 単体有資格者又は共同企業体有資格者の構成員が、営業の同一性を失うことなく、組織の変更、許可換え、相続等営業継承のため新規に許可を受けた場合は、当該

- 単体有資格者又は共同企業体有資格者の総合点数及び格付は、従前のおりとする。
- 2 単体有資格者又は共同企業体有資格者の構成員が、合併、分離、譲渡等を行った場合は、その内容を調査し、当該単体有資格者又は共同企業体有資格者の総合点数及び格付を調整することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する
- 2 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

評定点（工事が2以上ある場合は平均値） に対する特別点を算出する数式
特別点 = (評定点 - 65) × 10点

土木一式、とび・土工・コンクリート(法面処理工事に限る)、舗装（アスファルト舗装工事に限る）にあつて評定点を付す工事件数が2件以下の場合は、算定された数値から-30点の数値とする。

但し、平均点が65.0から68.0点で工事件数が1件の場合は0点とする。

別表 2

イ. 土木一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上949点以下
C	699点以下

但し、総合点数により A 等級となるもので一級国家資格を有する技術者が 3 名未満の場合は B 等級に格付ける

また、同じく総合点数により B 等級となるもので土木一式工事に係る資格を有する技術者が 2 名未満の場合は C 等級に格付ける

ロ. 建築一式工事

等級	総合点数
A	950点以上
B	700点以上949点以下
C	699点以下

但し、総合点数により A 等級となるもので一級国家資格を有する技術者が 3 名未満の場合は B 等級に格付ける

ハ. とび・土工・コンクリート工事（法面処理工事に限る。）

等級	総合点数
A	1000点以上
B	800点以上999点以下
C	799点以下

但し、総合点数により A 等級となるもので一級国家資格を有する技術者が 3 名未満の場合は B 等級に格付ける

また、同じく総合点数により B 等級となるものでとび・土工・コンクリート工事に係る資格を有する技術者が 2 名未満の場合は C 等級に格付ける

ニ. 舗装工事（アスファルト舗装工事に限る。）

等級	総合点数
A	1100点以上
B	850点以上1099点以下
C	849点以下

但し、総合点数により A 等級となるもので一級国家資格を有する技術者が 3 名未満の場合は B 等級に格付ける

また、同じく総合点数により B 等級となるもので舗装工事に係る資格を有する技術者が 2 名未満の場合は C 等級に格付ける

※技術者とは、工事現場における監理技術者か主任技術者となり得る資格を有する者